

第78回

東京都卸売市場審議会議事録

令和3年2月9日（火）

東京都中央卸売市場

目	次	
1.	開 会	6
2.	委員、幹事紹介	6
3.	議 事	7
	（1）会長の選出	
	（2）会長代理の指名	
	（3）東京都中央卸売市場経営指針（案）について	
4.	閉 会	20

日時 令和3年2月9日(火) 午後1時04分

場所 WEB会議・東京都庁第二本庁舎31階特別会議室21

出席者

会 長	木 立 真 直	中央大学商学部教授
会 長 代 理	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部教授
委 員	黒 石 匡 昭	EY新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士
〃	後 藤 治	A. T. カーニー株式会社 パートナー
〃	和佐見 勝	株式会社丸和運輸機関 代表取締役社長
〃	秋 吉 セツ子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	伊 藤 こういち	東京都議会議員
〃	尾 崎 あや子	東京都議会議員
〃	西 郷 あゆ美	東京都議会議員
〃	山 田 ひろし	東京都議会議員
臨 時 委 員	細 川 允 史	卸売市場政策研究所 代表
幹 事	黒 沼 靖	東京都中央卸売市場長
〃	松 田 健 次	東京都中央卸売市場管理部長
〃	猪 倉 雅 生	東京都中央卸売市場企画担当部長
〃	佐々木 珠	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	村 上 章	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	西 坂 啓 之	東京都中央卸売市場事業部長
〃	石 井 浩 二	東京都中央卸売市場移転支援担当部長
〃	佐々木 宏 章	東京都中央卸売市場環境改善担当部長
〃	渡 辺 正 信	東京都中央卸売市場施設担当部長
〃	吉 村 幸 子	東京都生活文化局消費生活部長

○鶴田書記 それでは、大変お待たせを申し上げます。本日は大変お忙しい中、第78回東京都卸売市場審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、始めさせていただきたいと存じます。

事務局を務めさせていただいております、書記で中央卸売市場管理部市場政策課長の鶴田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

恐れ入ります、座って御説明をさせていただきます。

冒頭ウェブ御参加されている傍聴の方、報道機関の方に申し上げます。傍聴に当たりましては、事前にお伝えしております留意事項を遵守していただくようお願いいたします。また、音声等について不具合が生じた場合は、事前にお伝えしてある連絡先まで御連絡をいただければと存じます。

それでは、本日の会議ですが、ウェブで御出席されている方と会場に御出席されている方がいらっしゃると思いますので、会議における機器の使用について、簡単ではございますが、御説明をさせていただきます。

まず、ウェブ会議により御出席されている委員の方々に御案内です。御発言なさる場合を除きまして、お手元のパソコン等の端末のミュート機能をオンにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。そして、御発言いただく際には画面に映るように手を挙げていただき、お名前をお呼び申し上げますら、ミュート機能を解除していただいた上でお話しください。Zoom機能の挙手ボタンは使用しないでください。音声やカメラについて不具合が生じた場合は、恐れ入りますが、事前にお伝えしております緊急時の連絡先まで御連絡をお願いいたします。

会場内の方は、出入口から見て右奥と左手前にスクリーンが設置されておりますので、御確認をお願いいたします。また、ハウリング防止のため、発言される時以外はマイクをオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

御発言の際ですが、会場の後ろの機材で音声を拾っておりますので、マイクをオンにし、大きめの声で御発言をお願いいたします。また、会場内では御発言の際、マスク着用のまま御発言をお願いいたします。

次に、定足数についてお伝えをいたします。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第7条によりまして、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。本日の審議会は、会場での御出席、ウェブでの御出席の委員を合わせまして、東京都卸売市場審議会条例第7条に基づく定足数に達していることをここに御報告申し上げます。

次に、開会に先立ちまして配付資料の確認をさせていただきます。

ウェブで御出席いただいている委員の方は、事前にお送りした資料の御確認をお願いいたします。会場内でございますが、本日の審議会はペーパーレスの取組を推進するため、説明に関する資料につきましては、お手元に配付してございますタブレット内に御用意しております。説明時に使用する資料は、会場内のモニターに掲示いたしますけれども、見えづらい場合はタブレット内にも同様の資料がございますので、タブレットで御確認をお願いいたします。

それでは、会場の方はお手元のタブレット画面を御覧ください。タブレットの画面はついていらっしゃいますでしょうか。会場内の方で操作が御不明な方は、事務局が参りますので、お声がけをお願いいたします。

会場内の方は、まず画面上部に「会議室01ファイル一覧」と表示されていることを御確認ください。

次に、タブレット内の資料の確認をお願いいたします。あわせて、ウェブで御出席されている委員の方々は、お手元の資料を御確認ください。次第、資料1「東京都中央卸売市場経営指針（案）の概要」、資料2「東京都中央卸売市場経営指針（案）」、参考資料1「東京都卸売市場審議会委員名簿 第25期」、参考資料2「東京都卸売市場審議会 幹事・書記名簿（令和3年2月9日現在）」、参考資料3「東京都卸売市場審議会条例」、このほかに座席表と審議会開催に当たっての留意事項をお配りしております。こちらまでの資料が一覧として御覧いただけることを御確認いただければと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

以上、資料の確認でございました。

続きまして、会場の方に配付しておりますタブレットの使用を御説明いたします。

例えば、資料1「東京都中央卸売市場経営指針（案）の概要」と記載のある部分を軽く指で押していただけますでしょうか。そうしますと、資料が開きます。こちらの画面に指を当てたまま、右から左へ画面をゆっくりなぞっていただきますと、次のページを御覧いただけます。ページを前に戻す際には、左から右へ画面をなぞっていただければと存じます。

また、画面表示を拡大されたい場合には、2本の指で画面をタッチしたまま、指を広げていただくと、拡大表示で御覧いただけます。こちらの資料を閉じる場合は、左上の「ファイル一覧」という文字を押してください。そういたしますと、元の一覧画面に戻ります。

なお、右上に表示されております「ログアウト」にはお触れにならないようお願いいたします。

御不明な点がありましたら、事務局が近くにおりますので、お声がけいただきたいと存じます。

す。よろしくお願いをいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次に開会に先立ちまして、黒沼中央卸売市場長より御挨拶を申し上げます。

○黒沼幹事 東京都の中央卸売市場長、黒沼でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃より事業運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本日の審議会では、先般公表いたしました東京都中央卸売市場経営指針（案）につきまして、御報告をさせていただきます。

令和元年11月の本審議会におきまして、市場のさらなる活性化を図るとともに、強固な財政基盤を確保していくため、経営計画の策定に向けた検討を進めていること、そしてその策定に当たりまして、様々な分野の専門家の方々をメンバーとしました市場の活性化を考える会で議論を進めていることを御報告をさせていただきました。その後、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、外食需要の低迷や家庭消費の拡大、Eコマースの進展など、生鮮品等のサプライチェーンを取り巻く環境は大変大きな変化が生じてございます。

活性化を考える会におきましては、非常に熱心な御議論をいただきまして、昨年12月に戦略的な市場経営に向けて取り組むべき諸課題などをお示しをいただきました「議論のまとめ」を御提言をいただいたところでございます。

今回の経営指針（案）は、こうした変化やポストコロナの社会もしっかりと見据えるとともに、いただきました提言を踏まえまして、今後の都の中央卸売市場における市場経営のビジョンをお示したものでございます。具体的な内容につきましては、後ほど事務局から説明いたしますが、この指針（案）では市場が目指す終局のゴール、これを都民生活の幸せの実現と位置づけまして、市場が果たすべき社会的な役割・使命を支えるキーコンセプトとして「結び」と「信頼」、この2つを掲げてございます。その上で、2040年代の市場の姿を3つの将来像として明示をいたしまして、その実現に向けた7つの方向性の取組によりまして、様々なステークホルダーとの連携の下、市場の未来を一緒に切り開いていくというものでございます。

今後、卸売市場審議会や都議会での審議、市場業界の方々、パブリックコメントでいただいた貴重な御意見を踏まえまして、今年度中に経営指針を策定する予定でございます。委員の皆様におかれましては、この経営指針（案）に対しまして、幅広い視点から忌憚のない御意見を賜れば幸いです。

以上、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 開 会

### 1 委員、幹事紹介

○佐々木（珠）幹事 それでは、ただいまより第78回東京都卸売市場審議会を開会いたします。

審議会の幹事を務めております市場政策担当部長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着席にて失礼いたします。

令和2年2月に本審議会委員の改選がございまして、本日は改選後初めての審議会ですので、会長選出までの間、大変恐縮ではございますが、私が進行役を務めさせていただきます。何とぞ御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

まず、事務局から委員の皆様を御紹介させていただきます。

○鶴田書記 それでは、お手元の参考資料1「委員名簿」の順に委員の御紹介をさせていただきます。着席のままで結構でございますので、一礼をお願ひできればと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、秋吉セツ子委員でございます。

阿部裕行委員でございますが、本日は御欠席でございます。

伊藤こういち委員でございます。

伊藤裕康委員でございます。

尾崎あや子委員でございます。

川田一光委員でございます。

木立真直委員でございます。

黒石匡昭委員でございます。

後藤治委員でございます。

近藤弥生委員でございますが、本日は御欠席でございます。

西郷あゆ美委員でございます。

鈴木あきまさ委員でございますが、本日は御欠席でございます。

矢野裕児委員でございます。

山田ひろし委員でございます。

和佐見勝委員でございます。

細川允史臨時委員でございます。

以上、委員の御紹介とさせていただきます。

○佐々木（珠）幹事 続きますして、幹事・書記の紹介についてでございますが、お手元の「幹事・書記名簿」をもちまして紹介に代えさせていただきます。

- 2 議 事
- （1）会長の選出
  - （2）会長代理の指名
  - （3）東京都中央卸売市場経営指針（案）について

○佐々木（珠）幹事 続きますして、次第の2の（1）会長の選出をお願いしたいと存じます。

本審議会の会長につきましては、東京都卸売市場審議会条例第5条の規定によりまして、委員の互選によることとなっております。どなたかを御推薦いただければと存じます。

伊藤裕康委員、お願いいたします。

○伊藤（裕）委員 私、東京都水産物卸売業者協会の伊藤でございます。

この審議会の会長につきましては、木立委員を御推薦申し上げます。

木立委員は、前期にも会長を務めておられ、審議会の運営に御尽力いただいた実績がございます。大変御苦勞をおかけいたしますが、木立委員にぜひお引き受けいただきたいと思っております。

○佐々木（珠）幹事 どうもありがとうございます。

ただいま伊藤裕康委員から、会長には木立委員をとの御推薦がございました。ほかに御推薦がないようでしたら、木立委員を会長に選任することよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○佐々木（珠）幹事 どうもありがとうございます。それでは、木立真直委員に会長をお願いしたいと思います。

木立会長、会長席にお移りいただきたく存じます。

それでは、木立会長から一言御挨拶をいただきたいと思っております。

木立会長、よろしくお願いいたします。

○木立会長 ただいま会長に選任をいただきました木立です。卸売市場、非常に大きな転換期にあるということで、この審議会の役割も非常に重いものがあるかと存じます。委員の皆様の御協力を得まして、円滑な進行に努めてまいりたいと存じます。よろしく御協力のほどお願いいたします。

○佐々木（珠）幹事 木立会長、ありがとうございました。

以降の進行につきましては、木立会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○木立会長 それでは、まず会長代理の指名のほうに入らせていただいて、次第の2の2とし



まして、東京都卸売市場審議会条例第5条第3項により、あらかじめ会長を代理する委員を指名させていただきたいと存じます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、会長代理は矢野委員にお願いをしたいと存じます。矢野委員、よろしくお願いいいたします。

それでは、矢野委員、会長代理席にお移りください。

それでは、次第の2の3に移らせていただきます。

東京都中央卸売市場経営指針（案）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木（珠）幹事 それでは、東京都中央卸売市場経営指針（案）について御説明をさせていただきます。横判のカラーの資料で、概要版を御用意しておりますので、そちらを御覧いただきたいと存じます。

まず、1ページを御覧ください。1、本指針の位置づけ等でございます。

本指針は、市場を取り巻く環境が変化する中であっても、都民生活における重要な使命を将来にわたり果たすことができるよう、今後の市場経営のビジョンを示すものとして策定しております。

本指針のポイントを御覧ください。市場が目指すべき終局的なゴールを「都民生活の幸せの実現」として再定義し、市場の機能の本質的な要素である「結び」と「信頼」を考え方の基軸にいたしまして、「2040年代の中央卸売市場の姿」と「持続可能な市場経営」の実現を目指すこととしております。

こうした考え方の下、今後の市場経営における取組について、7つの方向性をお示しております。本指針を踏まえまして、今後の具体的な取組とスケジュールを示す経営計画、仮称でございますが、こちらを令和3年度に策定をいたします。

続きまして、2ページを御覧ください。2、中央卸売市場の現状でございます。

市場取引の状況について、卸売市場経由率は長期的に低下傾向にあり、中央卸売市場の取扱数量・取扱金額は減少傾向で推移しております。

施設整備につきましては、これまで10次にわたる東京都卸売市場整備計画を策定し、推進してまいりました。

中央卸売市場会計については、地方公営企業法を一部適用し、独立採算を原則に運営しているところでございます。

3ページを御覧ください。3、中央卸売市場が目指すべき方向性でございます。

都の中央卸売市場の基本的な機能と将来の社会の変化を考慮して、目指すべき将来像を明確

化しております。

中段の桃色と水色の四角囲みの部分を御覧ください。2040年代の中央卸売市場の姿でございます。

3つの将来像といたしまして、中核機能の強化による市場の強靱化、最先端技術等による高付加価値なサービスの提供、多様な社会的役割の発揮を掲げております。

また、強固で弾力的な財務基盤を確立し、持続可能な市場経営の実現を目指すこととしております。

上の段に戻りますが、これら2040年代の中央卸売市場の姿、持続可能な市場経営、双方を実現するための取組について、7つの方向性を明らかにしております。

4ページを御覧ください。これより7つの方向性について御説明をいたします。

方向性1、生鮮品等流通の基幹的なインフラとしての機能の強靱化でございます。

趣旨・ねらいを御覧ください。

生鮮品等の円滑で安定的な供給を確保していくため、集分荷機能・価格形成機能・代金決済機能・情報受発信機能等、基幹的なインフラの中核となる機能を強化していくこととしております。

また、様々なリスクに直面する中においても中核機能の継続性を確保するため、頑健性としなやかさ、レジリエンスを備えた中央卸売市場を実現してまいります。

主な今後の取組の方向性を御覧ください。

市場流通に対する信頼性の更なる向上、市場機構の強靱化として、公平かつ公正な取引環境の確保や品質衛生管理の強化を図ってまいります。また、様々なリスクに備えたBCP、事業継続計画の策定・見直しなども行ってまいります。

サプライチェーンにおける結びつきの強化として、調達の安定性や販売力の向上により、供給機能を強化するとともに、代金決済機能の高度化を図ることにより、産地と実需者にとってスムーズで価値ある取引を実現してまいります。

市場取引を担い支える市場業者の経営体質の強化として、販路の多角化や、市場業者間の連携や、事業承継等を通じて、社会経済環境の変化にも対応できるよう、経営体質の強化を図ることとしております。

5ページをお開きください。方向性の2、市場取引の活性化に向けた取組の強化でございます。

趣旨・ねらいを御覧ください。

市場の商流と物流の高度化・効率化を通じて、市場取引の活性化を促してまいります。

また、中央卸売市場としてのブランドを確立し、認知度を高めることにより、産地や実需者の市場に対する信頼や、消費者の評価の向上につなげ、市場経営における好循環を生み出していくとともに、市場業者と都の共通目標として、活性化に向けた機運を高めていくこととしております。

主な今後の取組の方向性を御覧ください。

商流の高度化・効率化、物流の高度化・効率化として、取引情報などのデジタル化やパレット化の推進等を図るとともに、市場における働き方改革を推進してまいります。

また、多様な消費者ニーズへの対応として、Eコマースなど、多様なチャネルに対応していくため、環境整備を図ってまいります。

市場ブランドの確立として、市場独自の付加価値を産地や消費者などに発信し、認知度を高め、信頼を醸成するブランドマネジメントを進めてまいります。

6 ページを御覧ください。

方向性3、中央卸売市場におけるネットワークの形成でございます。

趣旨・ねらいを御覧ください。

東京の中央卸売市場全体に求められる機能を全体最適の視点から再定義するとともに、各市場の役割を明確化し、市場間で役割分担をしながら、互いに連携、補完するネットワークを形成していくこととしております。

主な今後の取組の方向性を御覧ください。

ネットワークのあり方の検討として、今後の需給環境の変化を見据え、市場の規模や立地、機能や役割なども踏まえ、機能の集約や連携の強化、市場施設の有効活用などを通じて、市場機能を最大限に発揮できるネットワークのあり方について検討してまいります。

ネットワークの機能発揮に向けた各市場の類型化として、市場間のネットワークにおいて最大限に機能を発揮することのできる各市場の役割と、それを支える機能のあり方について、全国ハブ拠点型市場、地域拠点型市場、地域密着連携型市場の3つの類型をお示ししております。各市場の役割の明確化として、市場間のネットワーク形成の観点から、市場類型を基本にして、各市場の担うべき役割を明確化してまいります。

各市場の役割を踏まえた整備等の推進として、ネットワークにおける各市場の担うべき役割を踏まえて、都が実施する市場運営のための各種施策、市場施設の整備を進めてまいります。

7 ページをお開きください。方向性の4、市場施設の計画的な維持更新でございます。

趣旨・ねらいを御覧ください。

生鮮品等の流通拠点としての役割を果たしていくため、将来の変化にも柔軟に対応できるよう配慮し、ライフサイクルコストの低減と更新時期の平準化を図るため、長期的視点から計画的に市場施設の維持更新を進めてまいります。

主な今後の取組の方向性を御覧ください。

市場全体のアセットマネジメントの実施として、更新時期の分散化を図るとともに、施設運営や物流の効率化、防災性能といった多様な観点から、計画的に維持更新を行ってまいります。

市場の施設特性に沿った計画的な維持更新として、市場施設の特性に沿って予防と事後保全を使い分け、メリハリをつけて実施するとともに、長期的使用に耐え得る施設の整備を進めてまいります。

8 ページを御覧ください。方向性 5、サステナブル経営の推進でございます。

市場の事業運営そのものが、持続可能な社会の実現に寄与する形となるよう取組を進め、中央卸売市場が地域社会の一員として社会的責任を果たしながら持続的に発展していくサステナブル経営を推進してまいります。

主な今後の取組の方向性を御覧ください。

環境問題への取組として、ゼロエミッション化や廃棄物の削減など、環境負荷の低減に取り組むとともに、水産エコラベルの認証取得など、持続可能な調達を実現してまいります。

地域社会との共生として、食文化等の発信拠点としての役割の実現など、地域との関係構築につながる取組を進めてまいります。

働き方改革・ダイバーシティの推進として、取引時間の分散化等による長時間労働の見直しなど、市場における働き方改革や多様な人材がその能力と適性を十分生かしながら働くことができるダイバーシティの推進を図ってまいります。

9 ページを御覧ください。方向性 6、市場運営における民間経営手法の効果的な活用でございます。

趣旨・ねらいを御覧ください。

環境変化に的確に対応し、中央卸売市場に求められる役割を果たすとともに、その土台となる強固で弾力的な財務基盤の構築に向け、民間経営手法を効果的に活用し、サービスの質の向上や資金の効率的な使用、業務の効率化を図ることを検討してまいります。

主な今後の取組の方向性を御覧ください。

民間経営手法の研究・検討として、民間経営手法のあり方や導入による効果などについて、

研究・検討を行ってまいります。

各市場の特性等を踏まえた民間経営手法の活用、未利用資産の活用等として、各市場の特性等を考慮しながら利活用されていない土地・建物等について、資産の有効活用などの観点から、民間経営手法の効果的な活用可能性を検討してまいります。

事業環境や条件等の整備として、民間経営手法を効果的に活用していくに当たっては、事業者が積極的に参画し、そのノウハウを競い合うことができる適切な事業環境や条件の整備のあり方について検討していくとしております。

10ページを御覧ください。方向性7、強固で弾力的な財務基盤の確保でございます。

趣旨・ねらいを御覧ください。

中央卸売市場が平常時や非常時において求められる機能を持続的に遂行できるよう、強固で弾力的な財務基盤を確保してまいります。そのため、収支と資金の両面から検討を行い、経常収支のあるべき水準と備えるべき資金を明確化するとともに、財務体質の改善を通じた経常収支の黒字化に向けて着実に取り組んでまいります。

主な今後の取組の方向性を御覧ください。

経常収支の黒字化として、経常収支の黒字化を目指して必要な資金を確保してまいります。達成すべき経常収支の水準については、今後、必要となる資金需要や財源を明らかにした上で、今後策定する経営計画（仮称）の中で示してまいります。

経常収支の黒字化に向けた具体的な方策の検討として、管理会計の手法を検討し、経営状況等をより精緻に把握・分析するとともに、内部努力等によるコスト削減に徹底をして取り組んでまいります。

また、既存施設について、市場業者による利用の促進を図ることなどにより、収入の多様化を図ってまいります。

また、現行の市場使用料について、受益と負担の適正化の視点から検証し、乖離が生じている場合は、使用料のあり方も含めて検討していくこととしております。

一般会計からの繰入れについても、卸売市場を取り巻く社会環境の変化などを踏まえて検証を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○木立会長 御説明ありがとうございました。

ただいま「東京都卸売市場経営指針（案）」について御説明をいただきました。本件につきまして、御意見、御質問のある方は、挙手をお願いいたします。ウェブ出席の方は画面上で見

えるように挙手をお願いいたします。

伊藤委員、よろしくお願いいたします。

○伊藤（裕）委員 伊藤裕康と申します。

ただいまお話がありました経営指針の案について、意見を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響によって、本年1月7日に2度目の緊急事態宣言が発令され、先日さらに3月まで延長されることになりました。宣言の発令で飲食店の営業自粛や時短営業の要請がなされ、飲食店に生鮮品を供給し、東京の食文化を支えている我々市場関係者の経営環境も、これまでにないほど厳しい状況に置かれております。このことは、市場関係者たちがコロナ禍にあっても生鮮物流を止めないという強い覚悟の下で、徹底した感染予防対策を講じながら、日々努力して経営を継続しているあかしでもあると思っております。

私ども豊洲市場の水産の卸協会では、今、皆さん、これを御覧ください。こういうパンフレット（「新型コロナウイルス対策ハンドブック」）を作っておるんですが、コロナ禍で業界内で共有を図り、そして取り組んでおるところでございますが、このハンドブックの最初に記してありますように、「全ては新鮮な食材を届け続けるために」と。これは私の大好きな、大事な言葉であり、まさにこれをモットーにして、私たちは一丸となってこの業務に日々携わっております。

今、目の前にある困難に的確に対処していくことはもちろんであります。厳しい状況である今だからこそ、コロナを克服したその先にあるアフターコロナの社会、食生活の未来を見据えて、我々はどうあるべきかについてしっかりとした思いとビジョンを示し、開設者である東京都と市場業者が一体となって、新しい卸売市場の未来を切り拓いていかなければなりません。

市場経由率の低下や市場の取扱数量が減少しているといった、市場の取引を量、言わば数字だけで評価する向きもございますけれども、我々は水産物というデリケートな商品の品質の評価や供給をコントロールしながら、産地と実需者が納得できる価格を形成し、人間の生命の根源である健康や幸せ、喜びを支えるという、重要な使命を持って取り組んでおります。

我々市場業者は、民間企業としての持続可能な経営を行いながら、市場に課せられた使命を全うするため、公共的な役割をしっかりと果たしていくことが、変わらず重要であると認識しております。これまでも、そしてこれからもこうした市場の使命を果たしていくため、恐れず変革にチャレンジしていかなければなりません。

これまで私は、地元で愛される、都民に信頼される、そして世界に羽ばたく豊洲市場を目指して取り組むことを内外に示してまいりました。今回、報告のあった経営指針は、終局的なゴ

ールとして都民生活の幸せの実現を掲げておられます。そのためのビジョンとして示されたものであり、異論はありません。これからの具体化に向けて、この指針を跳躍台にして、侃々諤々、東京都と市場関係者との間で議論をしていくことになると思いますけれども、特に冗長性や回復力の確保、あるいはデジタル化への対応などの、市場における基盤整備に対しては、しっかりと東京都にも関わっていただき、互いの責任と自覚をもって未来の市場づくりに取り組んでいくべきであると思っております。

少々前置きが長くなりましたけれども、都が説明された今後の取組の方向性について、幾つか意見を述べさせていただきます。

まず方向性1番、市場機構の強靱化についてです。

ちょうど今年、発生から10年目を迎える東日本大震災のときも、今回のコロナ禍においても、市場は止まらずに営業を行い、生鮮品等の流通をしっかりと支えてまいりました。いろいろなリスクに対処しながら営業を行っていくためには、市場を共に運営している東京都と市場関係者が一体となった取組が重要です。これまでの経験と知恵を総動員しながら、BCPの策定や経営体質の強化など、着実に取り組んでいく考えではありますが、意欲のある市場業者の取組に対して、都にもしっかりとサポートしていただき、都の市場全体の強靱化につなげていただきたいと思っております。

次に、方向性の2番、市場取引の活性化に向けた取組の強化についてであります。

我々が80年間にわたって培ってきた築地ブランドは、豊洲の地に移ってから、これまでの積み重ねの上に、品質管理の向上や効率的な物流の実現など、新たな価値を付け加えて、豊洲ブランドとして新たな歴史を歩み始めました。市場の持つ強みをしっかりと消費者にまで届け、認知度を高め、取引が活性化することでさらなるバージョンアップを図る。まさしく市場のブランドを核にした市場流通を実現していきたいと思っております。そのためにも、都は市場関係者の生み出す価値を引き出し、そして分かりやすい情報の形に整えて、積極的に発信していただきたいと思っております。

最後に、方向性の7番、財務基盤の強化についてであります。

市場会計における経常収支の黒字化を目指して取組を進めていくとのことですが、市場会計についてはこれまで市場別の収支状況や市場使用料の原価管理など、経常的に把握・分析されておらず、我々市場業者と十分に共有できていたとは言えません。

そういった意味で、管理会計の手法を検討し、経営状況を把握するなど、強固な財務基盤を確立していく取組に、市場の共同経営者として異論はありません。

しかしながら、市場使用料の在り方を含め、黒字化に向けた様々な取組を考えておられるようですが、結果ありきではなく、なぜその取組を行うのか、都と市場関係者の努力は十分なされているのか、そしてそれは市場の活性化にしっかりとつながるものなのかなど、我々市場関係者と丁寧かつ慎重に、まさしく膝詰めで議論を行いながら進めていただきたいと思います。

以上、私の意見を申し上げます。

○木立会長 ありがとうございます。ぜひ受け止めて、今後に生かして。

それでは、細川臨時委員、よろしく願いいたします。

○細川臨時委員 細川です。意見を申し上げます。

大正12年、1923年に中央卸売市場法が成立して、我が国の卸売市場制度は江戸時代初期より300年余続いた問屋制卸売市場から大きく変わり、中央卸売市場を基軸として、卸売市場は我が国の生鮮食料品等流通の大きな柱として成長・発展し、社会に深く根差す存在として続いてきました。日本という社会を形づくってきた大きな風景の一つでもあります。

戦後、卸売市場は全国に普及し、大きな発展をしてきましたが、平成3年のバブル崩壊が大きな転機となりました。それまで上昇基調にあった取扱い規模が減少傾向に転じ、東京都中央卸売市場でも昨年の数値でピーク時に比べて数量ベースで水産4割、青果3割とかなりの減少となっています。しかし、全国で見るともっと大きな減少のところが多く、例えば政令指定都市のうち、主要10市場の中で数量ベースでピーク時に比べて水産では8割減、青果では5割減という市場がそれぞれ3市場もあります。10市場のうち3市場ということです。

地方卸売市場ではもっと深刻な状況もあります。特に人口減少が激しい地方において、卸売市場の取扱い減も大きくなり、生産者からの出荷減でさらに減少する悪循環となって、卸売会社の破産、また廃業する公設卸売市場も出てきています。

このように、現在我が国では卸売市場に大きな地殻変動が起きつつあり、相対的に東京都中央卸売市場の全国シェアは上がっているという状況も起きております。東京都の人口数は全国の1割強ですが、東京都中央卸売市場は水産、青果、花き、食肉の4部類とも、中央市場と地方市場を合計した我が国の卸売市場全体の約2割から3割のシェアを持ち、大きな影響力を持っています。

また、高度経済成長期を中心として、全国に造られていった卸売市場の施設老朽化が進む時期となり、建て替えに取り組む公設卸売市場も増えていますが、人口減が顕在化する今日は自治体財政への影響も大きくなり、将来への考慮なしに自動的・機械的に施設更新というわけにはいなくなってきました。このタイミングで2040年代を見据えた東京都中央卸売市場の



今後の方向を検討する指針（案）が今日提示されました。東京都が近視眼的な整備計画ではなく、我が国全体の将来動向を踏まえた計画をつくる基本的考えの提起という今回の取組は、非常に時宜を得たものと思います。

時代が変われば、卸売市場の役割も変化していきます。卸売市場がその時代時代に即応していかなければ、時代から取り残されてしまいます。責任ある機関で、できるだけ具体的な将来像を示していかなければいけないと、経験上痛感しております。

このようなことも踏まえて、あらゆる角度から検討を進めていくことが非常に大切であると思います。私としても全力を尽くしたいと思っております。

以上でございます。

○木立会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問。

尾崎委員、よろしく願いいたします。

○尾崎委員 尾崎です。

今回提案をされて、先ほど説明がありました東京都中央卸売市場経営指針（案）では、これからの市場経営が目指す7つの方向性を打ち出しています。その中で慎重に進めるべきだなどというふうに私は感じたのは、一つは方向性3の中央卸売市場におけるネットワーク形成、方向性6の市場運営における民間経営手法の有効的な活用、そして方向7の強固で弾力的な財政基盤の確保という点です。

そこで、4点ほど質問したいと思っております。

一つは、方向性3について、東京にある11の市場はそれぞれの地域で重要な役割を担ってきていますけれども、ネットワークのあり方の検討に当たっては、各市場における取扱い量や取扱い金額だけでなく、市場の規模や立地、これまで培ってきたサプライチェーンにおける機能や役割なども踏まえ、機能の集約や連携の強化、市場施設の有効活用などを通じて、市場の機能を最大限に発揮できるネットワークの形成を図っていくというふうになっています。

ここで言っています機能の集約とは、具体的にどういうことを示しているのか、教えていただきたいと思っております。

○木立会長 それでは、事務局のほうからよろしく申し上げます。

○佐々木（珠）幹事 それでは、お答えを申し上げます。

ただいまございました機能の集約についてでございます。

例えば、商圏が近い市場の機能を集約することを通じまして、集荷力を高めて、品ぞろえを

充実させ、多くの取引参加者への販売力を向上させることなどが想定されまして、全体としての市場機能の強化を図ることができると考えられます。このため、機能の集約も含めた各市場のあり方につきましては、市場間のネットワークの形成による市場全体の機能を強化していく。そのような観点から検討していくということとしております。

○木立会長 尾崎委員。

○尾崎委員 ただいまの御答弁といたしますか、お答えで、例えばということで、商圏が近い市場の機能を集約するということの説明がありましたけれども、私はそういうことを聞きますと、統廃合という意味合いがあるのかななんて思ってしまうわけです。

東京の11の市場は、それぞれ地域でなくてはならない役割を發揮していますし、機能の集約ですとかネットワークを理由に、市場の統廃合を進めるというようなことを急いでやることはぜひしないでいただきたいと思っています。何よりも、市場業者の皆さんの意見をまずしっかりと聞いていただくことをお願いしたいと思います。

次に、方向性6についてですけれども、こちらの指針（案）の厚いほうの説明の中の44ページに、民間経営手法の効果的な活用ということで、イメージが掲載をされていますけれども、その中で民間経営手法のところに官民連携としてPFIやコンセッション方式、指定管理者制度などということも書かれています。官民連携する必要性はどこにあるのかということ考えていらっしゃることを伺ってみたいと思います。

○木立会長 それでは、事務局、よろしくお願いたします。

○佐々木（珠）幹事 お答え申し上げます。

お話の官民連携を含めまして、民間経営手法は行政が民間が行うような発想・手法を用いて、サービスの質の向上や業務の効率化などを図るというものでございます。卸売市場を取り巻く環境変化に的確に対応し、求められる役割を着実に果たすとともに、その土台となる強固で弾力的な財務基盤の構築に向けて、民間経営手法を効果的に活用する。そうしたことによりまして、民間が持つ多種多様なノウハウ、技術や、柔軟かつ機動的な発想を取り入れまして、サービスの質の向上や業務の効率化などにつながるものと考えております。

このため、本指針におきましては、民間経営手法のあり方や導入による効果、留意点などについて十分に研究し、その活用可能性について検討することなどをお示しをしているところであります。

○木立会長 尾崎委員、よろしくお願いたします。

○尾崎委員 今日の審議会の冒頭で、市場長さんからの御挨拶もあって、市場の活性化を考え

る会がこの間議論をしてきて、まとめたんですというお話もありました。私もその活性化を考える会の議論のまとめも読ませていただいたんですが、その中で、一つの意見だと思いますけれども、官民連携を導入すれば全てうまくいくわけではない点に留意が必要であるということも書かれています。

ちょっと前になりますけれども、東京都中央卸売市場条例改正のときに、都議会の常任委員会で質疑した際に、東京都は卸売市場は公正な取引の場としての役割、公共的な役割を果たすため、都は開設者として取引業務及び施設使用の適正化等を図り、市場を管理・運営していくという御答弁がありました。私はこの答弁ってすごく大事で、これからも重要な答弁になっていくというふうに思っているんですけども、そうであるならば、やはり官民連携を議論することではなくて、都の直営でどういうふうに経営の改善を図っていけるのかというようなこと、卸売市場の役割が発揮できるのかというようなことをまず議論するほうが大事なのではないかなと思っています。

3つ目の質問なんですけれども、方向性7についてです。ここでは強固で弾力的な財務基盤の確保ということなんですけれども、経常収支の黒字化に向けた具体的な検討として、市場使用料についても触れているんです。東京都中央卸売市場使用料算定要領に基づく改定は、平成12年度、2000年度ですけれども、それ以降実施していないというようなことも書かれているわけです。

先ほど伊藤さんのほうからもお話しありましたけれども、市場でもコロナの影響がかなり出ているというお話もあって、私はやっぱりコロナの影響で、卸売業者の皆さんや仲卸業者の皆さんの経営が厳しくなっているんだというふうに思っていて、経営の状況をまず詳しく調査するというのが先決ではないかなというふうに思っていて、その辺の調査をきちんとやっていただきたいというふうに要望しますけれども、いかがでしょうか。

○木立会長 それでは、事務局から回答、よろしく願いいたします。

○西坂幹事 お答えいたします。

中央卸売市場では、卸、仲卸等の各事業者から会計年度ごとに事業報告書の提出を受けております。加えまして、定期的に経理検査を実施するなど、市場業者の経営状況の把握に努めております。

先月の8日に緊急事態宣言が発出されまして、1週間後には飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛要請などにより、市場業者が受けた影響を調査するため、各市場においてはヒアリングを実施するとともに、その後も日々、職員が事業者から聞き取りを行っておりまして、今後

とも状況把握に努めていきます。

○木立会長 尾崎委員、よろしくお願いします。

○尾崎委員 ありがとうございます。やはり定期的な調査って非常に大事だと思っています。

市場会計の強固で弾力的な財政基盤をつくるということでもありますけれども、やはりそういう大変経営が厳しい市場業者の皆さんの現状を踏まえて、使用料を2000年以降やってないからということで、検討を開始するというようなことは、急いでやる必要は私はないと思っています。まずは今の現状をきちんと調査をしながら、コロナの収束を早く東京都全体としてですけれども、収束の方向に持って行って、今までの商売といたしますか、経営が継続できるような、まずそういう基盤をつくっていただくということが大事なのかなというふうに思っています。

次にですけれども、中央卸売市場会計が赤字になっている原因は、豊洲市場の減価償却だということをはっきりしているんだと思うんですね。それは、豊洲市場を造るときから分かっていることなんだと思います。

この経営指針の49ページにあるように、令和50年を過ぎても経常収支は赤字だということが示されているわけです。そう簡単に黒字に転換できるとは私は考えられないんですけれども、東京都は黒字にできると考えているのか、その辺を伺いたいと思います。

○木立会長 それでは、都側、よろしくお願いします。

○村上幹事 お答えいたします。

市場を取り巻く環境が大きく変化する中であっても、都の中央卸売市場がその重要な使命を将来にわたって果たしていくため、経常収支の黒字化など、強固で弾力的な財務基盤に裏打ちされた持続可能な市場経営を実現していくことが必要でございます。そのため、収支と資金の両面から検討を行い、経常収支のあるべき水準と、備えるべき資金を明確化するとともに、財務体質の改善を通じた経常収支の黒字化に向けて、着実に取り組んでまいります。

○木立会長 尾崎委員、よろしくお願いします。

○尾崎委員 今、お話があったように、持続可能な市場経営を実現していく、そのために収支と資金の両面から検討することが必要だというのは、そのとおりだと思います。そういう点では、黒字にできると考えているんですかという、私が一番聞きたかったことには、ストレートな明快な答弁はなかったわけですが、豊洲市場を開場する時点で、豊洲の減価償却が大きい、それが経常収支の赤字につながるということをはっきりしてしまっていて、例えばですけれども、豊洲市場の減価償却が少なくなっていけば、同時に修繕しなければならないところも出てくると思うんです。

豊洲以外の市場でも、施設が老朽化して修繕がかなり頻繁にこの間行っているということもあって、やはり各市場の経営状況がどうなっているのか。先ほどもお話ありましたけれども、一つ一つの市場の現状、経営の面から見てどうなのかという分析をしながら、やっぱりそこで働いていらっしゃる市場業者の皆さんと丁寧に話し合うことが大前提だというふうに思いますので、その辺にぜひ力を入れていただきたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○木立会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、秋吉委員、よろしくお願いいたします。

○秋吉委員 サステナブル経営の推進というところで、お話を聞かせていただきたいんですけども、私も主婦の立場ですので、あまり詳しい知見は持ち合わせていないので、素人考えになるかと思うんですけども。

この水産業というのは、やっぱり国内だけではなくて、対外的な外国との関わりが大きく出てくるのかなと思っておりまして、水産エコラベルの認証の取得というのが、乱獲の防止ということも含まれているということだと思うんですけども、やはり将来に向けて持続可能な漁獲量を維持するためには、水産業の方も随分努力をされてきているんだと思うんですけども、近年、テレビや何かを見ていると、他国が乱獲をしているというようなことを随分目にしたりしております。ここでやっぱり関係省庁の方たちが緊密な連携を取り合っていて、ぜひ水産業者の方だけが苦勞するのではなくて、持続可能な漁獲量を確保するために、国がいろいろな関係省庁と連動しながら、水産業を後押しをしていただければありがたいのかな、持続可能になるのかなというようなことを感じました。

以上です。

○木立会長 秋吉委員、ありがとうございます。

これにつきましては、都のほうはよろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上、御質問はないようですので、ここまでとさせていただきますと存じます。

## 閉 会

○木立会長 これをもちまして本日予定した議題は全て終了いたしました。

都におかれましては、本日かなり貴重な御意見、あるいは御質問等賜りましたので、これらをしっかりと受け止めた上で、経営指針の策定を進めていただきますよう、要望申し上げます。

以上をもちまして、第78回東京都卸売市場審議会を閉会いたします。

事務局に進行をお返しいたします。

○鶴田書記 木立会長、そして委員の皆様、どうもありがとうございました。

補足でございますが、先ほど伊藤委員がお示しをいただきました新型コロナ対策ハンドブック、今日、伊藤委員に各委員の皆様にといいことでお持ちをいただいております。後ほどお帰りの際にお渡しをさせていただきたいと思っております。もしよろしければ、お目通しをいただければと存じます。

また、ウェブ会議で御参加の方につきましては、別途お送りさせていただくようにいたしますので、よろしく願いいたします。急遽でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして終了させていただきますが、会場の方はお気をつけてお帰りいただきたく存じます。また、ウェブで御出席をいただきました委員の皆様、どうもありがとうございました。

以上でございます。ありがとうございました。

午後2時04分 閉会